

# 資料編

---

第六次総合計画に係る策定経過

市民参画の状況

鹿児島市総合計画策定条例

第六次総合計画の策定体制図

鹿児島市総合計画審議会条例

諮問

答申書

鹿児島市庁議規程

鹿児島市総合計画策定委員会設置要綱

鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ  
設置要綱

鹿児島市次期総合計画研究会設置要綱

用語解説（50音順）

# 第六次総合計画に係る策定経過

## 【令和元年度】

令和元年6月3日～7月16日

### 市民意識アンケート調査

- ・対象者：16歳以上の市民5,000人（無作為抽出）
- ・有効回答数：2,213人

令和元年6月17日～11月27日（うち7日間）

### 行政改革推進委員会

- ・行政評価の概要について
- ・外部評価の進め方について
- ・30年度の行政評価結果及び改善状況について
- ・関係局ヒアリング
- ・施策評価のまとめ
- ・政策評価のまとめ
- ・報告書のまとめ

令和元年7月29日～11月25日

### 鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ（5回開催）

令和元年12月17日～令和2年2月26日

### 鹿児島市次期総合計画研究会（4回開催）

## 【令和2年度】

令和2年4月21日

### 第1回鹿児島市総合計画策定委員会

（以下「策定委員会」という。）

- ・総合計画策定に当たっての基本的な考え方について
- ・総合計画策定体制について
- ・総合計画策定スケジュールについて
- ・総合計画基礎調査報告書について
- ・当面の作業の進め方について

令和2年6月1日

### 第2回策定委員会

- ・次期総合計画策定基本方針（案）について
- ・総合計画策定委員会各部会等の所掌事務及び構成（案）について

令和2年6月9日

### 庁議

- ・次期総合計画策定基本方針（案）について

令和2年7月27日

### 第3回策定委員会

- ・基本構想（1次素案）について
- ・基本計画（骨子）について

令和2年8月20日

### 第4回策定委員会

- ・基本構想（1次素案）について
- ・基本計画（1次素案）について
- ・重点プロジェクトについて

令和2年10月13日

### 第5回策定委員会

- ・策定スケジュールの変更について
- ・基本構想（2次素案）について
- ・基本計画（1次素案）について
- ・重点プロジェクト（1次素案）について

令和2年12月21日

### 第6回策定委員会

- ・策定基本方針・基本構想（2次素案）について
- ・重点プロジェクト方向性について
- ・前期基本計画（2次素案）について

令和3年1月18日

### 第7回策定委員会

- ・基本構想（素案）公表資料について
- ・前期基本計画について
  - 基本目標別計画（2次素案）について
  - 重点プロジェクト（1次素案）について
  - 地域別計画（1次素案）について

令和3年2月5日

### 庁議

- ・基本構想（素案）について

令和3年2月15日

### 議会協議会

- ・基本構想（素案）について

令和3年2月16日

### 市長定例記者会見

- ・基本構想（素案）について公表

令和3年2月17日～3月24日

### パブリックコメント手続

- ・基本構想（素案）について
- ・意見提出者数：51人

令和3年3月1日

### 基本構想（素案）概要チラシを全戸配付

令和3年2月21日

### まちづくり講演会

- ・基調講演「ウィズコロナ・アフターコロナ時代の都市戦略」
- ・基本構想（素案）の説明
- ・参加者数：144人

令和3年2月21日

### テーマ別意見交換会

- ・基本構想（素案）について
- ・参加者数：39団体等（124人）

令和3年3月1日

### 第1回鹿児島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）

- ・委嘱式
- ・会長及び副会長選出
- ・総合計画策定スケジュールについて
- ・基本構想（素案）について
- ・今後の審議会の進め方等について

令和3年3月13日

### 在住外国人との意見交換会

- ・基本構想（素案）について
- ・参加者数：35人

令和3年3月16日～23日（うち6日間）

### 地域別意見交換会（14地域・地区）

- ・基本構想（素案）について
- ・参加者数：274人

令和3年3月19日

### 総合教育会議

- ・基本構想（素案）について
- ・参加者数：4人

令和3年3月20日

### 若者会議

- ・基調講演「まちを自分ごとにする面白さ」
- ・基本構想（素案）の説明
- ・グループディスカッション など
- ・参加者数：128人

令和3年3月24日

### 第8回策定委員会

- ・前期基本計画について
  - 重点プロジェクト（2次素案）について
  - 地域別計画（2次素案）について

令和3年3月30日

### 第2回審議会

- ・基本構想（素案）について

## 【令和3年度】

令和3年4月12日

### 第3回審議会

- ・基本構想（素案）について

令和3年4月19日

### 第9回策定委員会

- ・前期基本計画（素案）について
- ・市民意見への対応について

令和3年5月7日

### 第10回策定委員会

- ・公表資料について
- ・基本構想（案）・前期基本計画（素案）について
- ・審議会意見への対応について

令和3年5月14日

### 庁議

- ・基本構想（案）・前期基本計画（素案）について

令和3年5月18日～6月24日

### 市民意識アンケート調査

- ・対象者：16歳以上の市民5,000人（無作為抽出）
- ・有効回答数：2,464人

令和3年5月24日

### 議会協議会

- ・基本構想（案）・前期基本計画（素案）について

令和3年5月26日

### 市長定例記者会見

- ・基本構想（案）・前期基本計画（素案）について公表

令和3年5月27日～6月25日

### パブリックコメント手続

- ・基本構想（案）・前期基本計画（素案）について
- ・意見提出者数：19人

令和3年5月28日

### 第4回審議会

- ・基本構想（案）の諮問
- ・今後の審議会の進め方について
- ・基本構想（案）・基本計画（素案）等について
- ・起草委員会について

令和3年6月1日

### 基本構想（案）・前期基本計画（素案）概要チラシを全戸配付

令和3年6月4日

### 第5回審議会

- ・基本構想（案）・基本計画（素案）等について
- ・起草委員会について

令和3年6月5日

### テーマ別意見交換会

- ・基本構想（案）・前期基本計画（素案）について
- ・参加者数：59団体等87人

令和3年6月19日～6月21日  
**地域別意見交換会(14地域・地区)**  
 ・基本構想(案)・前期基本計画(素案)について  
 ・参加者数：228人

令和3年6月13日  
**第1回鹿児島市総合計画審議会起草委員会**  
 (以下「起草委員会」という。)  
 ・起草委員会の運営等について  
 ・答申(案)の構成について

令和3年6月23日  
**第2回起草委員会**  
 ・答申(案)について

令和3年7月5日  
**第3回起草委員会**  
 ・答申(案)について

令和3年7月19日  
**第6回審議会**  
 ・基本構想(案)に対する答申(案)等について

令和3年7月28日  
**第11回策定委員会**  
 ・基本構想(議案)の構成について  
 ・基本構想(案)に対する答申(案)について  
 ・市民意見・審議会意見等への対応について

令和3年7月30日  
**基本構想(案)に対する答申**

令和3年8月12日  
**庁議**  
 ・基本構想(議案)・前期基本計画(案)について

令和3年9月1日  
**第六次鹿児島市総合計画基本構想を定める件(第42号議案)を第3回市議会定例会へ提案**

令和3年9月15日  
**第六次総合計画基本構想審査特別委員会の設置**

令和3年10月4日～10月11日  
**第六次総合計画基本構想審査特別委員会の開催**

令和3年11月30日  
**第六次鹿児島市総合計画基本構想を定める件(第42号議案)を第4回市議会定例会で原案どおり可決(同日付けで基本構想を策定)**

令和3年12月17日  
**第12回策定委員会**  
 ・特別委員会指摘事項への処理方針及び修正箇所について

令和4年1月5日  
**庁議**  
 ・前期基本計画等について

令和4年1月12日  
**前期基本計画(令和4年度～令和8年度)を策定**

令和4年2月10日  
**第1期実施計画(令和4年度～令和6年度)を策定**

延べ参加者数等：990人、延べ意見数：2,200件

**【基本構想(素案)について】**

**1 パブリックコメント手続**

- (1) 意見の募集期間  
令和3年2月17日(水)～3月24日(水)
- (2) 意見の提出者数  
51人
- (3) 意見の件数  
164件

**2 テーマ別意見交換会**

- (1) 開催日  
令和3年2月21日(日)
- (2) 参加者数  
124人
- (3) 意見の件数  
199件

**3 総合教育会議**

- (1) 開催日  
令和3年3月19日(金)
- (2) 参加者数  
4人
- (3) 意見の件数  
15件

**4 在住外国人との意見交換会**

- (1) 開催日  
令和3年3月13日(土)
- (2) 参加者数  
35人
- (3) 意見の件数  
82件

**5 地域別意見交換会**

- (1) 開催日  
令和3年3月16日(火)～23日(火) ※うち6日間
- (2) 参加者数  
274人
- (3) 意見の件数  
501件

**6 若者会議**

- (1) 開催日  
令和3年3月20日(土)
- (2) 参加者数  
128人(対象：高校生から40歳未満の社会人)
- (3) 意見の件数  
259件

**7 鹿児島市総合計画審議会**

- (1) 開催日  
第1回：令和3年3月1日(月)  
第2回：令和3年3月30日(火)  
第3回：令和3年4月12日(月)
- (2) 委員数  
20人
- (3) 意見の件数  
115件

**【基本構想(案)・前期基本計画(素案)について】**

**1 パブリックコメント手続**

- (1) 意見の募集期間  
令和3年5月27日(木)～6月25日(金)
- (2) 意見の提出者数  
19人
- (3) 意見の件数  
38件

**2 テーマ別意見交換会**

- (1) 開催日  
令和3年6月5日(土)
- (2) 参加者数  
87人
- (3) 意見の件数  
182件

**3 地域別意見交換会**

- (1) 開催日  
令和3年6月19日(土)～21日(月)
- (2) 参加者数  
228人
- (3) 意見の件数  
563件

**4 鹿児島市総合計画審議会**

- (1) 開催日  
第4回：令和3年5月28日(金)  
第5回：令和3年6月4日(金)  
第6回：令和3年7月19日(月)
- (2) 委員数  
20人
- (3) 意見の件数  
82件

平成23年6月29日  
条例第23号

(趣旨)

**第1条** この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定するについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 市政の最高理念であり、都市像及び基本目標を示すものをいう。

(3) 基本計画 市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(4) 実施計画 市政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

**第3条** 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、鹿児島市総合計画審議会条例(昭和47年条例第10号)第1条に規定する鹿児島市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

**第4条** 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

**2** 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

**第5条** 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

**第6条** 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

**2** 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

**第7条** 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

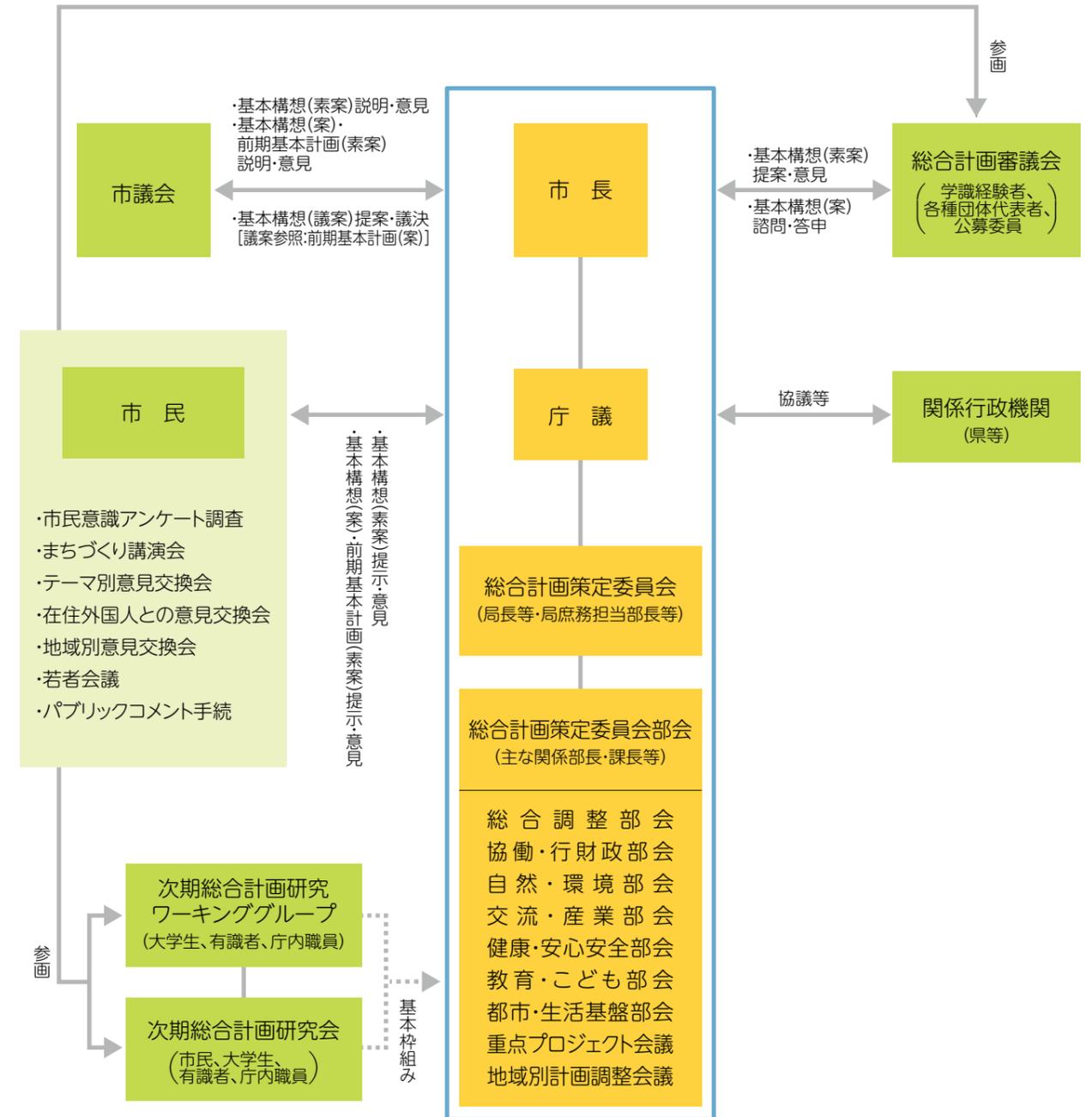
(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

(平成23年7月29日規則第62号で、平成23年8月1日から施行)



策定の趣旨・基本構想  
政策・施策  
基本目標別計画  
重点プロジェクト  
地域別計画  
まち・ひと・しごと創生基本方針  
SDGs  
個別計画  
目標指標  
資料編

昭和47年3月29日  
条例第10号

鹿児島市総合計画審議会委員名簿

役職	氏名	所属・職名
会長	石塚孔信	鹿児島大学 法文学部 教授
副会長	志賀玲子	志學館大学 法学部 教授
委員	植村恭子	公募委員
	内村きぬ子	鹿児島市民生委員児童委員協議会 副会長
	佐藤健太郎	GMOペパボ株式会社 代表取締役社長
	下町和三	日本労働組合総連合会 鹿児島県連合会 会長
	玉川浩一郎	セイカ食品株式会社 代表取締役社長
	保直延	鹿児島青年会議所 直前理事長
	鄧倩儀	公募委員
	富安卓滋	鹿児島大学大学院 理工学研究科 教授
	永山恵子	鹿児島市社会福祉協議会 副会長
	新崎恭史	株式会社日本政策投資銀行 南九州支店長
	西野友季子	株式会社ニュー西野ビル 代表取締役
	原口典	鹿児島市高齢者クラブ連合会 副会長
	日高裕之	公募委員
	保利修	国土交通省九州地方整備局 鹿児島港湾・空港整備事務所長
	前田圭子	野田・馬場法律事務所 弁護士
	前原寛	鹿児島国際大学 福祉社会学部 非常勤講師
	南香織	鹿児島市PTA連合会 会長
	森山美里	公募委員

(敬称略、委員は五十音順、職名は就任当時)

(設置)  
第1条 本市の総合計画について、市長の諮問に応じ、審議するため、鹿児島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)  
第2条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。  
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)  
第3条 委員の任期は、1年とする。  
2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。  
2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。  
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)  
第5条 審議会は、会長が招集する。  
2 会議の議長は、会長をもつてあてる。  
3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。  
4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)  
第6条 審議会の庶務は、企画財政局企画部政策企画課において処理する。  
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。  
付 則  
この条例は、昭和47年4月1日から施行する。  
付 則(昭和51年7月28日条例第31号)  
この条例は、鹿児島市事務分掌条例の一部を改正する条例(昭和51年条例第30号)の施行の日から施行する。  
付 則(昭和62年3月30日条例第16号)  
この条例は、昭和62年4月1日から施行する。  
付 則(平成19年3月27日条例第32号)  
この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
付 則(平成21年3月27日条例第25号)  
この条例は、平成21年4月1日から施行する。

政企第 17 号  
令和3年5月28日

鹿児島市総合計画審議会  
会長 石塚孔信 殿

鹿児島市長 下鶴隆央

第六次鹿児島市総合計画基本構想(案)について(諮問)

第六次鹿児島市総合計画基本構想(案)について、貴審議会の意見を求めます。

答申書

令和3年7月30日

鹿児島市長 下鶴隆央 殿

鹿児島市総合計画審議会  
会長 石塚孔信

令和3年5月28日に諮問されました第六次鹿児島市総合計画基本構想(案)について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

第六次総合計画は、令和4年度を初年度とし、今後10年間における鹿児島市のまちづくりの指針となる、最も基本的かつ重要な計画です。

これからの時代のまちづくりにおいては、少子高齢化がさらに進み、人口が減少していくことに加え、新型コロナウイルス感染症による経済社会のあり方の変化、地球温暖化をはじめとする時代のさまざまな潮流を的確に見据える必要があります。その上で、本市の特性を最大限に生かしつつ、厳しさが増す財政状況も踏まえながら、県都としてはもとより、南九州ひいてはアジアの中核都市として、将来にわたり持続的に発展する鹿児島市を市民、事業者、行政等みんなで創っていくことが重要であると考えます。

本審議会においては、このような考え方に立ち、基本構想について素案の段階から慎重かつ活発に審議を行ってまいりました。

令和3年度末までを計画期間とする現行の第五次総合計画については、令和元年度に行政評価が行われ、そして、先般、令和2年度末の進捗状況が公表されており、これまでのまちづくりの分析を踏まえながら策定を進めていくことは、まちづくりの継続性という観点からも大変重要

であると考えます。

諮問された「第六次鹿児島市総合計画基本構想(案)」については、当審議会の意見はもとより、若者会議や地域別・テーマ別・在住外国人の意見交換などを通じて、数多くの多様な市民の意見を受けて、真摯に対応を検討され、とりまとめられているものと考えます。

また、世界共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)については、未来都市として、その視点を積極的に取り入れ、その推進を図っていくことは、国際社会の一員として、時代の要請にも応えるものであると考えます。

基本構想(案)で掲げられた都市像「つながる人・まち彩りあふれる 躍動都市・かごしま」の実現に向けては、本市の多彩な資源や特性を生かし、社会経済情勢の変化やさまざまな課題に、市民との協働・共創を推進しながら対応していくなど、持続可能な都市運営を進め、誰もが個性と能力を発揮できる、希望にあふれた鹿児島市を創造されるよう要請します。

また、基本構想の最終的なとりまとめを行い、同構想に基づき総合計画を推進していくにあたっては、次の点に十分留意されますよう提言します。

記

1. 総括的事項

(1) 社会経済情勢の変化や時代の要請への柔軟な対応

- ① 10年後にどうあるべきかというビジョンを持ちながら、社会、経済、そして市民を取り巻く時代の潮流や今後の様々な環境の変化を捉え、しっかりと対応していくこと。
- ② SDGs (持続可能な開発目標) の視点を大切に、誰ひとり取り残さない鹿児島市となるよう、市民の幸せにつながるような政策の実現を目指すこと。

(2) 「協働」から「協働・共創」へ

- ① まちづくりは、行政がやるべきこと、市民や地域、事業者ができること、各主体が連携しながら取り組むことがあり、各主体が当事者意識を持ち、能動的にまちづくりに関わっていけるような仕組みづくりを行っていくこと。
- ② 市民や地域、大学、事業者などあらゆる主体の資源や機能、特色を生かし、ハード・ソフト両面から地域や社会の課題を持続的に解決する方法を共に考え、共に行動する協働・共創の視点を大切にすること。

2 基本構想(案)に関する事項

(1) 都市像

- ① 長年培われてきた鹿児島市ならではの心の豊かさや人に着目し、顔を合わせ、対話する中で人を育てるなど、人と人とのつながりや支え合いを大切にすること。
- ② 国籍、性別、年齢、障がいの有無、居住地などを問わず様々な意見や視点を大切に、基本的人権や多様性が尊重される地域社会をつくっていくこと。
- ③ 自治体間の競争が進み、とりわけ若者の県外流出が危惧される中においても「選ばれる鹿児島市」となるよう、様々な自治体・地域と連携しながら、医療や子育て、産業などの環境を整備し、働きやすい・暮らしやすい鹿児島市の実現を目指すこと。

(2) 基本目標

- ① スポーツや文化など複数の政策に関連する分野については、各基本目標間で連携し、多面的な視点から取組を進める中で、その実現を目指すとともに、社会における様々な機能等の複合・連携の視点を持って取り組むこと。
- ② ICT (情報通信技術) の活用については、行政事務の効率化はもとより、高齢者など情報格差の解消に努めながら、市民サービスの向上や社会課題の解決、多様な社会への関わり方の実現等の視点を大切に、あまねく市民がその恩恵を受けられるよう進めること。
- ③ 鹿児島市の様々な資源や魅力を市民も巻き込みながら発信するとともに、市民が地域に目を向け、地域の価値を再認識できるよう、シビックプライド (自らのまちに対する誇りや愛着) を醸成すること。

- ④ ゼロカーボンシティや3Rなどに市民全体で取り組みながら、持続可能な地域社会の実現に努めるとともに、それが行政や企業にとって強みとなるよう取組を進めること。
- ⑤ 人口減少に伴い労働力人口の減少や消費市場の縮小なども懸念される中、まちの活力を維持・向上させていくために、新しい産業の創出支援や戦略的な企業の誘致、生産性向上、高付加価値化などを通して、地域の稼ぐ力を向上させ、未来を担う若者をはじめとしたあらゆる世代の働く場づくりを進めること。
- ⑥ 鹿児島の自然や風土に育まれた文化・芸術・祭り・スポーツ・歴史・食など、あらゆる資源の活用や新たな魅力の創出、資源の掘り起こしの視点を大切に、それを鹿児島市の強みとして観光・交流の推進や地域産業の活性化などに積極的に生かしていくこと。
- ⑦ 多様な暮らし方に配慮しながら、市街地、農村・中山間地など、それぞれの地域で、誰もが心豊かに、安心・快適な生活を享受できるよう取り組むこと。

3 計画の着実な推進に向けて

(1) 戦略的な施策展開

- ① 本市の現況や時代の潮流を踏まえ、特に先導的かつ重点的に取り組む重点プロジェクトについては、財政が厳しさを増す中においても取り組まなければならないものであることから、その理由や方向性を市民に分かりやすく示し、その意義を共有しながら、積極的に推進すること。

(2) 市民との共通のビジョン

- ① 施策の推進にあたっては、効率性はもとより、効果的な施策・事業の展開を図るとともに、適切な目標指標を設定し、進行管理を行いながら、その進捗について市民と共有していくこと。
- ② 総合計画は市民との共通のビジョンであることから、市民に分かりやすい計画となるよう、平易な言葉遣いや読みやすい文章の長さ・資料の順番に留意するほか、効果的にグラフ・写真を用いるなど、市民目線に立ったデザインとし、その周知に取り組むこと。

(3) 推進体制の強化

- ① 地域課題が複雑化、多様化する中、行政においては、部署間の連携や情報共有の強化を図ることはもとより、政策立案・遂行能力等を高める人材育成と、そのための環境づくりを進め、より効率的・効果的な課題解決につながるよう取り組むこと。

昭和48年7月1日  
訓令第12号

(目的及び設置)

**第1条** 市政の基本方針に係る市長の意思決定を補佐して必要な協議を行なうとともに、市の各機関及び各局間の総合的な調整を行なうことにより市政の効率的な運営をはかるため、鹿児島市庁議 (以下「庁議」という。) を置く。

(構成)

**第2条** 庁議は、次の職にある者をもつて構成する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 総務局長
- (4) 企画財政局長
- (5) 危機管理局长
- (6) 市民局长
- (7) 環境局长
- (8) 健康福祉局长
- (9) こども未来局长
- (10) 産業局长
- (11) 観光交流局长
- (12) 建設局长
- (13) 消防局长
- (14) 教育長
- (15) 市立病院長
- (16) 交通局长
- (17) 水道局长
- (18) 船舶局长
- (19) 総務局市長室長
- (20) 総務局総務部長
- (21) 企画財政局企画部長
- (22) 企画財政局財政部長

**2** 市長が、付議事項に関連して必要と認めるときは、前項に定める者以外の者を出席させることができる。

(開催期日)

**第3条** 庁議は、毎月おおむね10日までの日で市長が定める日に開催する。ただし、市長は、特別な理由があるときはこれを変更し、または臨時に開催することができる。

(主宰)

**第4条** 庁議は、市長が主宰する。ただし、市長が出席できないときは、副市長がその職務を代理する。

(付議事項)

**第5条** 庁議に付議される事項は、次のとおりとする。

- (1) 市行政の基本方針に関する事項
- (2) 市の制度または行政機能に重大な影響を与える事項
- (3) 新規または異例に属する重要事項
- (4) 市議会提案事項
- (5) 局間調整を必要とする重要事項
- (6) 市長が必要と認める事項
- (7) その他業務に係る報告事項

(付議手続)

**第6条** 庁議の構成員は、所管業務のうち庁議に付議すべき事項又は報告事項があるときは、文書で企画財政局企

画部政策企画課を通じて市長に提出するものとする。

**2** 付議に必要な資料は、庁議の3日前までに構成員に配布する。

(決定及び記録)

**第7条** 庁議に付議された事項は、その協議を経て、市長が決定する。

**2** 企画財政局企画部長は、庁議の経過を記録し、保管しなければならない。

(決定事項の執行)

**第8条** 庁議で決定された事項は、主管の部局ですみやかに処理しなければならない。

**2** 主管の局長は、決定事項の執行状況を庁議に報告しなければならない。

(連絡機関)

**第9条** 庁議の構成員は、庁議で決定された事項その他の事項の周知連絡のため、局内部課長会議を開催しなければならない。

**2** 局内部課長会議は、それぞれ局内の部課長等で構成し、必要に応じて随時開催する。

(庶務)

**第10条** 庁議に関する庶務は、企画財政局企画部政策企画課において行う。

付 則

この訓令は、昭和48年7月1日から施行する。

付 則 (昭和51年7月31日訓令第7号)

この訓令は、昭和51年8月1日から施行する。

付 則 (昭和62年3月31日訓令第5号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則 (昭和62年10月7日訓令第11号)

この訓令は、昭和62年10月7日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年10月22日訓令第8号)

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

付 則 (平成17年1月31日訓令第1号)

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日訓令第1号)

(施行期日)

**1** この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

**2** 地方自治法の一部を改正する法律 (平成18年法律第53号) 附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職する場合においては、改正前の第2条第1項第3号の規定は、なおその効力を有する。

付 則 (平成21年3月27日訓令第8号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月29日訓令第3号抄)

(施行期日)

**1** この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月17日訓令第5号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月6日訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月24日訓令第6号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(設置)  
**第1条** 鹿児島市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に資するため、庁内に鹿児島市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。  
 (所掌事項)  
**第2条** 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。  
 (1) 総合計画の基本構想及び基本計画の検討をすること。  
 (2) その他総合計画の基本構想及び基本計画に関し必要な事項  
 (組織)  
**第3条** 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。  
**2** 会長は、企画財政局長をもって充てる。  
**3** 副会長は、総務局長をもって充てる。  
**4** 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。(会長等の職務)  
**第4条** 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長を務める。  
**2** 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)  
**第5条** 会議は、会長が必要に応じて招集する。  
**2** 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。(部会)  
**第6条** 会長は、委員会における検討を円滑にするため、部会を設けることができる。(庶務)  
**第7条** 委員会の庶務は、企画財政局企画部政策企画課において処理する。(その他)  
**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
 付 則  
 (施行期日)  
**1** この要綱は、平成22年4月21日から施行する。(鹿児島市総合計画策定委員会設置要綱等の廃止)  
**2** 次に掲げる要綱は、廃止する。  
 (1) 鹿児島市総合計画策定委員会設置要綱(平成元年7月7日制定)  
 (2) 鹿児島市策定委員会専門部会設置要綱(平成元年7月7日制定)  
 付 則  
 この要綱は、平成27年8月13日から施行する。  
 付 則  
 この要綱は、令和2年4月21日から施行する。

別表(第3条関係)  
**鹿児島市総合計画策定委員会委員**

危機管理局長
市民局長
環境局長
健康福祉局長
こども未来局長
産業局長
観光交流局長
建設局長
消防局長
教育長
市立病院事務局長
交通局長
水道局長
船舶局長
総務局市長室長
総務局総務部長
企画財政局企画部長
企画財政局財政部長
危機管理局长次長
市民局市民文化部長
環境局環境部長
健康福祉局すこやか長寿部長
こども未来局次長
産業局産業興部長
観光交流局観光交流部長
建設局建設管理部長
消防局次長
教育委員会事務局管理部長
市立病院事務局次長
交通局次長
水道局総務部長
船舶局次長
総務局総務部行政管理課長
企画財政局企画部政策推進課長
企画財政局財政部財政課長

(設置)  
**第1条** 次期総合計画基本構想の策定に資するため、鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。  
 (所掌事項)  
**第2条** ワーキンググループの所掌事項は、次のとおりとする。  
 (1) 本市の現状の把握をすること。  
 (2) 事例の調査・研究をすること。  
 (3) 基本的な課題の抽出をすること。  
 (4) 次期総合計画の視点の検討をすること。  
 (5) 次期総合計画の基本枠組みの素案の作成をすること。  
 (6) その他次期総合計画基本構想に関し必要な事項  
 (組織)  
**第3条** ワーキンググループは、座長、副座長及び委員をもって組織する。  
**2** 座長は、企画財政局企画部長をもって充てる。  
**3** 副座長は、企画財政局企画部政策企画課長をもって充てる。  
**4** 委員は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。  
 (1) 学識経験を有する者 10人以内  
 (2) 本市内の大学生 5人以内  
 (3) 本市職員 17人以内  
 (座長等の職務)  
**第4条** 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を総理し、ワーキンググループの会議(以下「会議」という。)の議長を務める。  
**2** 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)  
**第5条** 会議は、座長が必要に応じて招集する。  
**2** 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。(分科会)  
**第6条** ワーキンググループの所掌事項に関する具体的な事項について検討させるため、ワーキンググループに分科会を置く。  
**2** 分科会の組織は、座長が別に定める。(報償金)  
**第7条** 委員(行政機関の職員を除く。)が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。(庶務)  
**第8条** ワーキンググループの庶務は、企画財政局企画部政策企画課において処理する。(その他)  
**第9条** この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則  
 (施行期日)  
**1** この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

次期総合計画研究ワーキンググループ 名簿

役職	職 名	氏 名
座 長	鹿児島市企画財政局企画部長	池 田 哲 也
副座長	鹿児島市企画財政局企画部政策企画課長	尾 堂 昭 二
委 員	鹿児島大学法文学部法経社会学科准教授	酒 井 佑 輔
	鹿児島大学産学・地域共創センター特任助教	牧 野 暁 世
	鹿児島青年会議所副理事長	保 直 延
	株式会社日本政策投資銀行南九州支店業務課	桐 生 祥 汰
	鹿児島大学学術研究院法文教育学域教育学系教授	前 田 晶 子
	京都大学防災研究所附属火山活動研究センター准教授	中 道 治 久
	志学館大学法学部法ビジネス学科准教授	志 賀 玲 子
	鹿児島国際大学福祉社会学部児童学科准教授	帖 佐 尚 人
	鹿児島女子短期大学教養学科准教授	園 田 美 保
	鹿児島大学大学院理工学研究科建築学専攻准教授	小 山 雄 資
	鹿児島大学大学院1年	岩 尾 拓 哉
	鹿児島国際大学2年	芝 原 千 夏
	志学館大学2年	山 口 萌 凜
	鹿児島県立短期大学1年	脇 元 翠
	鹿児島女子短期大学1年	有 馬 実 咲
	鹿児島市職員 17名	

(敬称略、職名は就任当時)

(設置)

**第1条** 次期総合計画基本構想の策定に資するため、鹿児島市次期総合計画研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 研究会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 次期総合計画の基本枠組みの検討をすること。
- (2) その他次期総合計画基本構想に関し必要な事項(組織)

**第3条** 研究会は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

**2** 座長は、企画財政局企画部長をもって充てる。

**3** 副座長は、企画財政局企画部政策企画課長をもって充てる。

**4** 委員は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 10人以内
- (2) 市内に居住する者で検討課題について見識を有する者及び公募に応じた者 10人以内
- (3) 本市内の大学生 5人以内
- (4) 本市職員 17人以内

(委員等の任期)

**第4条** 座長、副座長及び委員の任期は、令和2年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等の職務)

**第5条** 座長は、研究会を代表し、会務を総理し、研究会の会議(以下「会議」という。)の議長を務める。

**2** 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 会議は、座長が必要に応じて招集する。

**2** 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償金)

**第7条** 委員(本市職員を除く。)が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。

(庶務)

**第8条** 研究会の庶務は、企画財政局企画部政策企画課において処理する。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

(施行期日)

**1** この要綱は、令和元年12月9日から施行する。

(有効期限)

**2** この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

(鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ設置要綱の廃止)

**3** 鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ設置要綱(令和元年6月28日制定)は、廃止する。

次期総合計画研究会 名簿

役職	所 属	氏 名
座 長	鹿児島市企画財政局企画部長	池 田 哲 也
副座長	鹿児島市企画財政局企画部政策企画課長	尾 堂 昭 二
委 員	鹿児島大学法文学部法経社会科学准教授	酒 井 佑 輔
	鹿児島大学産学・地域共創センター特任助教	牧 野 暁 世
	鹿児島青年会議所副理事長	保 直 延
	株式会社日本政策投資銀行南九州支店業務課	桐 生 祥 汰
	鹿児島大学学術研究院法文教育学域教育学系教授	前 田 晶 子
	京都大学防災研究所附属火山活動研究センター准教授	中 道 治 久
	志学館大学法学部法ビジネス学科准教授	志 賀 玲 子
	鹿児島国際大学福祉社会学部児童学科准教授	帖 佐 尚 人
	鹿児島女子短期大学教養学科准教授	園 田 美 保
	鹿児島大学大学院理工学研究科建築学専攻准教授	小 山 雄 資
	鴨池校区コミュニティ協議会事務局長	久 保 浩 司
	志賀建築設計室代表	志 賀 隆 行
	九州アジア観光アイランド特区地域活性化総合特別区域通訳案内士	鄧 倩 儀
	NPO法人 ミーサ・インフォメーション・Net代表理事	國 弘 小 百 合
公益社団法人鹿児島共済会南風病院臨床応用開発室長	吉 永 拓 真	
サンカイ・プロダクション合同会社代表	四 元 朝 子	
環境省九州地方環境事務所霧島錦江湾国立公園管理事務所長	吉 澤 泰 輔	
公募市民	牟 田 京 子	
公募市民	浅 井 敏 郎	
公募市民	大 木 晃	
鹿児島大学大学院1年	岩 尾 拓 哉	
鹿児島国際大学2年	芝 原 千 夏	
志学館大学2年	山 口 萌 凜	
鹿児島県立短期大学1年	脇 元 翠	
鹿児島女子短期大学1年	有 馬 実 咲	
鹿児島市職員	17名	

(敬称略、職名は就任当時)

あ RPA

ロボットによる業務自動化のこと。

IoT

自動車や家電など、モノとインターネット経由で通信すること。

ICT

情報通信技術のこと。

ICTリテラシー

ICTを安心・安全に利用するための知識や活用するための能力などのこと。

い EC(電子商取引)

「Electronic Commerce」の略称。インターネットを利用して、受発注がコンピュータネットワークシステム上で行われること。

eスポーツ

「エレクトロニック・スポーツ」の略で、コンピューターゲーム等を用いた対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

EBPM

Evidence Based Policy Making (エビデンス・ベースト・ポリシー・メーカー)の略称。政策の目的を明確にし、統計や業務データなどの客観的な証拠に基づき、政策を立案すること。

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

え AI

学習や推論など人間の知能が持つ役割をコンピュータで実現する技術のこと。

エクスカーション

MICE参加者等を対象とした体験型見学会のこと。

お オープンデータ

地方公共団体等が保有する公共データを、機械判読に適した形式により、二次利用可能なルールの下で公開すること。

か 火山防災トップシティ

「鹿児島市火山防災トップシティ構想」(平成31年3月策定)において、「市民と地域、事業者、研究機関・行政が一体となって総合的な桜島火山に対する防災力の底上げを図るとともに、最先端の火山防災に取り組む鹿児島市を火山の魅力も交えながら世界に発信することにより、交流人口を含めた関係人口の拡大を図るもの」として本市が位置付けているもの。

合葬墓

家族、家、一族単位でなく、広く共同で使用できる墓のこと。

簡易水道

計画給水人口が101人～5,000人の水道のこと。簡易水道は、施設が簡易ということではなく、計画給水人口の規模が小さいもの。

環境マネジメント

組織や事業者が、その運営や経営の中で環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むこと。

関係人口

移住や観光でもなく、単なる帰省でもない、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域に継続的に多様な形で関わる人のこと。

き キャリアプラン

自分の将来の理想像を明確にし、理想の実現を目指して構築された具体的な行動計画。

こ コミュニティバス

地域住民の利便性向上等のために一定地域内を運行するバスで、主に自治体が主体となって導入するバスのこと。

コミュニティプラン

地域課題の解決や地域資源の活用などに取り組むために、地域コミュニティ協議会が策定するまちづくりの指針。

し シェアリング・エコノミー

個人・組織・団体等が保有する何らかの有形・無形の資源(モノ、場所、技能、資金など)を貸し出し、利用者と共有(シェア)する新たな経済の動きのこと。

## ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー /gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

## ジオパーク

地質学的な遺産を保護し、科学教育や防災教育の場とするほか、新たな観光資源として地域の振興に生かすことを目的としたユネスコの正式事業。

## 事業承継

会社の経営権や資産を後継者に引き継ぐこと。親族内承継や従業員承継、M&A（合併と買収）による第三者への承継がある。

## 資源化率

排出されたごみ・資源物に占める資源化されたものの割合のこと。

## 指定難病

難病（発病の機構が明らかではなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養を必要とする疾病）のうち厚生労働大臣が指定する疾病で医療費助成の対象とするもの。

## シビックプライド

まちに誇りを抱き、よりよいまちにするためにまちづくりやまちの魅力発信などに積極的に関わろうとする意識のこと。

## 情報モラル教育

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を身に付ける教育活動のこと。

## 情報リテラシー

情報機器の操作能力に加えて、情報を取り扱う上での理解、更には情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲のこと。

## 将来負担比率

財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）に定められており、この数値が早期健全化基準（350%）以上の場合、早期健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。

## 食品ロス

まだ食べることができる食品が廃棄されてしまうこと。

## 新興感染症

最近新しく認知され、局地的あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のこと。

## す 水源かん養

農地や森林などが持つ、河川流量を調整し、洪水の防止や濁水を緩和させる機能。

## スマート農林水産業

ロボット技術やICT等を活用し、省力化・効率化や高品質生産等を実現する新たな農林水産業のこと。

## 3R

Reduce（リデュース；ごみの発生を抑制する）、Reuse（リユース；繰り返し使う）、Recycle（リサイクル；資源として再び利用する）の3つの頭文字をとったもの。

## せ 生活習慣病

生活習慣（過食、運動不足、喫煙、過剰飲酒等）の積み重ねによって引き起こされる病気の総称。

## 生物多様性

生きものの豊かな個性と、それぞれが支えあって生きているつながりのこと。

## セーフコミュニティ

「事故やけがは原因を調べ対策を行うことにより、予防できる」との考えのもと、さまざまな統計データやアンケートなどの分析結果に基づき、地域住民、行政、関係団体などが協働して事故やけがを予防する取組のこと。または、その取組を進めているコミュニティ。

## ゼロカーボンシティ

2050年までにCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロ（CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成した状態）にすることを目指す地方自治体のこと。

## ゼロカーボン電力

再生可能エネルギーなどを利用し、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しない又は排出しないとみなされる電力のこと。

## そ 相対的貧困

その地域や社会において普通とされる生活を享受することができない状態のこと。

## た ダブルケア

同時期に介護と育児の両方に直面すること。

## ち 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

## 地域猫

地域の有志が、地域住民の理解と協力を得たうえで、野良猫の不妊去勢手術を行い、エサ場の管理、糞尿の始末等、一定のルールに従って飼養管理する一代限りの猫のこと。

## 地域包括ケア

地域の高齢者に対し、介護・医療サービスのほか見守りなどさまざまな生活支援を、包括的、継続的に提供すること。

## 地域力

地域の諸課題を地域住民が共同して解決していく力のこと。

## 地区計画

比較的小さな地区を単位として、それぞれの特性に応じたきめ細かなまちづくりを行うための計画で、道路、公園などの配置や規模、建築物の建て方のルールなどについて、住民などの意見を反映して定めるもの。

## て TPP11

環太平洋でモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービスなど、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定のこと。

## デジタル・トランスフォーメーション

「ICTの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という考え方。

## と 都市機能

教育、医療、福祉、商業・業務、行政など都市に必要とされるサービスを提供する機能。

## 都市ブランディング

都市が独自に持つ地域資源の価値を広く認知させ、他の都市と差別化されたポジティブな都市イメージ（都市ブランド）を高めていくこと。

## に 日米貿易協定

日米両国の2国間貿易を強力かつ安定的で互恵的なかたちで拡大するために、一定の農産品と工業品の関税を撤廃または削減するもの。

## の 農商工連携

農林水産業者と商工業者等がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

## は バイオガス

再生可能エネルギーの一つで、生ごみ・紙ごみ等を微生物の働きによって発酵させて発生する可燃性ガス（メタンガスと二酸化炭素が主成分）。

## 8050問題

80代の親とひきこもり状態にある50代の子どもが同居する世帯が抱えるさまざまな問題。

## パリ協定

フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）で採択された京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組のこと。

## ひ ビッグデータ

インターネット上で収集・分析できる膨大なデータのこと。

## ふ FIT

固定価格買取制度のことで、再生可能エネルギーで発電した電気を、電気事業者が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。この期間が満了することは「卒FIT」と呼ばれる。

## フィルムコミッション

映画等のロケーションを誘致し、撮影をサポートすること。

## プログラミング教育

プログラミングによりコンピュータの仕組みを理解させるとともに、論理的思考力を身に付ける教育活動。

**ま MICE**

多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

**ゆ 有収水量**

料金等徴収の対象となった水量のこと。

**ら ライフプランニング**

人生設計。自分の生活や人生をどのようなものにしていくか計画をたてること。

**れ 連携中枢都市圏**

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏。

**ろ 6次産業化**

農林水産業者が、農林水産物の生産（1次産業）だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも主体的かつ総合的に関わることで、付加価値の向上を図るもの。

**わ ワーク・ライフ・バランス**

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

**ワンウェイプラスチック**

通常、一度使用した後にその役目を終える、使い捨てプラスチックのこと。

第六次鹿児島市総合計画

つながる人・まち  
彩りあふれる  
躍動都市・かごしま

令和4年5月

発行・編集：鹿児島市（企画財政局 企画部 政策企画課）

〒892-8677 鹿児島県鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-216-1106 FAX 099-216-1108

Eメール [seisaku-k@city.kagoshima.lg.jp](mailto:seisaku-k@city.kagoshima.lg.jp)

URL <https://www.city.kagoshima.lg.jp>

表紙イラスト：篠崎 理一郎

印刷： 刷： 洲上印刷株式会社

表紙、イラストの無断転載を禁じます。

